

船橋市民間認可保育所設置運営事業者  
募集要項  
(平成31年度整備)

平成32年4月開設に向けた保育所整備事業

船橋市健康福祉局子育て支援部  
子ども政策課  
船橋市湊町2丁目10番25号  
TEL : 047-436-2410  
E-mail : [kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp](mailto:kodomoseisaku@city.funabashi.lg.jp)

## 募 集 概 要

### —応募スケジュールについて—

事前相談（必須）：平成30年7月1日～9月14日  
書類提出：平成30年9月18日～9月28日

※応募状況に応じて、期間を延長する可能性があります。

### —募集地域について—

募集対象地域は下表の対象駅周辺を設定しています。詳細についてP.4「2. 募集地域及び物件」をご確認ください。（市街化調整区域及び市外は除く）

新船橋駅周辺

北習志野駅周辺

馬込沢駅・船橋法典駅周辺

津田沼駅・東船橋駅周辺

### —主な応募資格について—

①法人格を有し、保育に関する実績があること

②2期以上の運営実績を有し、直近2期連続で赤字を計上していないこと

③必要な資産要件を満たしていること

上記の他、詳細な条件に関しては資料1「応募資格について」をご確認ください。

## 目次

1. 募集の概要	3
2. 募集地域及び物件	4
3. 応募手続き	6
4. 設置運営事業者の内定	7
5. 施設整備及び運営に関する補助金	9
6. 資金計画	9
7. 施設整備に関する入札及び契約	10
8. 確認の手続き及び運営開始後の会計処理等	11
9. 注意事項	12

### 添付資料

資料1 「応募資格について」

資料2 「立地に関する配点表」(案)

資料3 「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金(平成30年度)」

資料4 「資金計画について」

資料5 「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」

資料6 「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」

資料7 「船橋市保育所設置認可に関する審査基準」

資料8 「船橋市私立保育所整備補助金交付要綱」

資料9 「船橋市民間保育所建物改修費等補助金交付要綱」 ※1

資料10 「船橋市民間保育所建物賃借料補助金交付要綱」

資料11 「船橋市民間保育所土地賃借料補助金交付要綱」 ※2

資料12 「船橋市私立保育所運営費補助金交付規則」

資料13 「船橋市発達支援保育実施要綱」

資料14 「保育所等整備交付金の交付について(平成30年5月8日付厚生労働省発子0508第1号)」

別添「募集対象地域図」

※1 別表2を、本募集の募集対象地域に合わせて改正する予定です。

※2 別表1を、本募集の募集対象地域に合わせて改正する予定です。

※ その他要綱等についても、今後、改正する場合がありますので現時点の参考にして下さい。

# 1. 募集の概要

## (1) 応募事業者の要件

次の①～④の要件を満たす法人であること。

- ① 法人格を有し、次のいずれかの要件を満たす法人であること。
  - ア 平成30年7月1日現在、認可保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業（A型）を運営していること。
  - イ 平成30年7月1日以前に事業を開始し、かつ直近の立入調査において「認可外保育施設指導監督基準」を満たしている旨証明書の交付を受けている認可外保育施設を運営していること。
  - ウ 上記ア及びイの要件を満たさない法人にあつては、保育士資格を有し、保育所等（※）に10年以上従事した者（年間240日以上、1日6時間以上の勤務をした者とする）を常勤の施設長とできること（従事した事実を証明する書類（在職証明書等）を応募書類提出締切日までに提出すること）。  
※ 児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。
- ② 平成30年9月28日までに2期以上の決算書、法人税申告書等によって確認できる運営実績（または2期以上良好な運営実績を持つ法人の子会社等、同等の実績と認められるもの）があり、直近2期連続で赤字を計上していない法人かつ、直近2期のいずれかの年度で債務超過となっていない法人。ただし、社会福祉法人及び学校法人が応募をする際には、法人の設立から2期以上の運営実績がない場合でも、確実性の高い計画については対象とする場合があります。
- ③ 事業主体及び運営している施設において、直近に実施された所管庁の監査、指導監査等において、文書指摘を受けていないこと。ただし、軽微な文書指摘を受けていた場合で、適正な改善報告がされており、かつ、今後適正に法人運営、施設運営がなされる見込みであると認められる際には、対象とする場合があります。
- ④ その他、資料1「応募資格について」の要件を満たす法人。

## (2) 募集対象施設

認可保育所で、次の①～⑤のほか、本募集要項に記載する要件を満たすもの。

- ① 原則として、平成31年度中に補助対象とする施設整備に着手し、平成32年4月1日までに開設できること（今後建設予定や現在建設中の建物の活用もご検討ください。ただし、新築建物の建設を伴う計画については、原則として、平成32年2月末までに検査済証の交付を確認できることとします）。  
※事業者都合に起因する工期の遅れなどによる開設時期の遅れは認められません。  
※やむを得ない事情と認める場合を除き、開設時期に遅れが生じた場合、補助対象外となりますので、事業計画等は、十分な検討と周到な準備をお願いします。
- ② 定員60人以上で、小学校就学前まで継続して保育を実施できる定員設定とすること。  
※小規模保育事業の卒園児の受入を前提とする計画については、2歳以下の定員割合を低くする必要もあることから、その場合は、上記に関わらず、定員60人未満でも協議に応じます。
- ③ 2歳の定員と3歳の定員は下記「【参考】定員設定案」を参考として定員差を設けるなど、「持ち上がり」以外の3歳児の入所枠を多く設けられるような定員構成を計画すること。また、市内小規模保育事業所の連携施設（特に卒園後の受け入れ枠の設定について）となる検討を行い、市から計画地近隣の小規模保育事業所の連携について

協力を依頼した場合には、当該小規模保育事業所の設置者と連携契約について協議すること。

【参考】定員設定案

定員合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	0～2歳割合
60人	4	10	10	12	12	12	40%
70人	6	11	11	14	14	14	
80人	6	13	13	16	16	16	
90人	6	15	15	18	18	18	
100人	6	17	17	20	20	20	

※より多くの1歳児の受け入れを図るために0歳児の定員を設けないことは可とします。また、0歳児の定員を設ける場合も、利用申込みの状況に応じて、1歳児の受け入れ枠を拡大できるような定員設定や施設設計に努めてください。

- ④ 開園時間は、7：00～19：00を含む12時間以上（月～土）とすること。  
また、休園日は日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日～1月3日まで）のみとすること。
- ⑤ 保育室の面積等、施設の設備については、資料5「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」、資料6「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を参考としてください。

※本募集要項に基づく保育所整備事業の実施は、保育所整備事業に関する船橋市の平成31年度予算の成立が条件となります。また、平成31年度以降の各種補助金制度については、予告なく変更となる場合があります。

※施設整備に補助金を使わない自主財源での整備については、随時個別相談を受け付けます（開設時期は応相談）。

## 2. 募集地域及び物件

### (1) 募集対象地域

募集対象地域は、下記に示す町丁目とします。（市街化調整区域及び市外は除く）

対象駅	対象範囲
①新船橋駅周辺	海神2～4丁目、北本町1丁目、北本町2丁目、本町7丁目、山手1～3丁目  以下の地域は、新船橋駅から概ね1キロ圏内とする。 海神1丁目、海神5丁目、海神6丁目、行田1丁目、行田2丁目、西船2丁目
②馬込沢駅 ・船橋法典駅周辺	旭町、旭町2丁目、旭町3丁目、上山町1～3丁目、藤原7丁目、馬込西1～3丁目  以下の地域は、馬込沢駅から概ね1.2キロ圏内とする。

	旭町1丁目、前貝塚町
③北習志野駅周辺	七林町、習志野台4丁目（住居表示外）、西習志野2～4丁目 以下の地域は、北習志野駅から概ね1キロ圏内とする。 芝山6丁目、芝山7丁目、西習志野1丁目、飯山満町3丁目
④津田沼駅 ・東船橋駅周辺	中野木1丁目、中野木2丁目、前原西1～7丁目、前原東1～4丁目、駿河台1丁目、東船橋3丁目 以下の地域は、津田沼駅から概ね1.5キロ圏内とする。 田喜野井1丁目、前原西8丁目、前原東5丁目、前原東6丁目、東船橋4丁目 以下の地域は、東船橋駅から概ね1キロ圏内とする。 駿河台2丁目、中野木1丁目

添付資料の別添「募集対象地域図」を参考としてください。

※1 駅からの距離については、直線距離とし、駅出入口の地上部分を起点として、応募物件の敷地（保育所部分に限る、以下同じ）までの距離とします。

※2 複数の応募は可とします。ただし、複数の応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

## (2) 物件の賃借及び位置等について

### ① 賃借権の登記又は賃貸借契約期間

土地又は建物の賃借については、原則として、地上権又は賃借権を設定し登記できることとします。ただし、貸主が地方住宅公社又はこれに準ずる法人、地域における基幹的交通事業者等信用力が高い経営主体であると市長が認めた場合や、建物の賃貸借契約期間を開所から10年以上とする場合は賃借権の登記を行わないことができます。また、土地を賃借する場合には、既に抵当権等の権利設定がされていないことを条件とします。

### ② 応募物件の位置について

ア 応募物件の敷地については、既存の認可保育所（私立）、認定こども園、幼稚園、新設予定の認可保育所（先に実施した公募で選定された認可保育所を含む）の敷地（認可面積に含まれる部分に限る）から直線距離で原則200m以上離れていることとします。

ただし、2(1)に掲げる各駅から直線距離（同項※1と同じ）で300mの範囲においては、この限りではありません。また、待機児童解消の観点等から必要性が高い場合には、200m以下の離隔であっても応募を受け付ける場合があります。

イ 応募物件の敷地については、児童の健全な育成にふさわしい保育環境に配慮する必要があることから、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む営業所から100m（当該営業所が商業地域に所在する場合は70m）以上かつ、同法第2条第6項又

は第9項に規定する営業を営む営業所から200m以上の離隔を取れていない場合、応募を受理できないことがあります。

- ウ 応募物件の敷地については、原則として公道に接道していることとします。ただし、応募物件の敷地から私道のみしか接道していない場合でも、私道の全所有者から地益権の設定や私道の通行についての同意書等の提出を受けられる際には、応募を受理することがあります。
- エ 生産緑地についても応募を受け付けています。ただし、建物全体が公共施設等（社会福祉法による社会福祉事業）である必要があります。計画には時間がかかる場合がございますので、早めの検討及び相談をお願いいたします。

### 3. 応募手続き

#### (1) 応募書類提出

##### ① 事前相談

平成30年9月14日（金）までに別添「事前相談書」を作成の上、必ず事前相談（要電話予約）を行ってください。 ※休業日：土曜日・日曜日・祝休日

##### ② 応募書類提出期間

期間：平成30年9月18日（火）～平成30年9月28日（金） ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：船橋市役所3階 子ども政策課

※前日までに電話連絡の上、応募法人が直接持参してください。郵送は不可とします。

提出期間を過ぎたものは受理しませんのでご注意ください。

##### ③ 提出書類

I：計画に関する資料 正本1部・副本9部（正本のコピー可）の合計10部

II：決算に関する資料 正本1部・副本3部（正本のコピー可）の合計4部

詳しくは別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表（平成31年度整備）」をご覧ください。なお、記載された書類以外についても必要に応じて追加で書類の提出を求めることがあります。

また、記入書類の文字サイズが読みやすいものになる様、留意してください。

内定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上認める場合があります。

#### (2) 質疑応答

##### ① 質問受付期間

平成30年7月1日（日）～平成30年9月14日（金）午後5時まで

※休業日：土曜日・日曜日・祝休日

##### ② 質問方法

別添「質問書」に記入の上、原則としてEメールにより提出してください。Eメール環境が無い場合はFAXによることとします。

※いずれの場合も質問を送信した旨、必ず電話連絡をしてください。

##### ③ 回答方法

回答はホームページに随時掲載します。(原則として、毎週金曜日午後5時までであった質問に対し、翌水曜日の午後5時までには回答を掲載することとしますが、質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、質問がある場合は早めに質問書を提出してください。)

### (3) 提出書類及び作成にあたっての留意事項

- ① 別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請書類一覧表(平成31年度整備)」の【書類作成における注意事項】を確認の上、定められた提出期間内に提出してください。
- ② 原則、締め切り後の追加提出は認めません(市が提出を求めた場合を除く)。

### (4) スケジュール概要(予定)

事前相談(必須)	平成30年	7月	1日から	9月14日まで
書類提出(事業者⇒市)			9月18日から	9月28日まで
現地確認・書類審査(市)		10月上旬	から	10月下旬
事業者選定委員会(市)		11月上旬	から	11月中旬
事業者内定(市)		11月下旬	から	12月中旬
各所管課協議・事前協議書提出(事業者⇒市)	平成31年	1月上旬	から	2月中旬
施設整備審査会(市)		3月上旬	から	4月中旬
入札準備・入札・契約(事業者)		協議	により	調整
補助対象区分工事着手(事業者)		協議	により	調整
広報ふなばしへの入所案内掲載(市)		10月		
事業者による入所希望者向け説明会(事業者)		11月上旬	から	12月中旬
工事完了(事業者)	平成32年	2月上旬	から	2月下旬
認可手続き申請(事業者⇒市)		1月	から	2月
開設	平成32年	4月1日		

※事業者内定後のスケジュールは、整備案件の内容(開発の有無等)、補助金の交付決定手続き等により異なりますので、市の指示に従っていただきます。

## 4. 設置運営事業者の内定

### (1) 評価方法について

- ① 現地確認  
保育所整備予定物件の現地確認を行います。
- ② 船橋市民間認可保育所等設置及び運営事業者選定委員会(以下「委員会」という。)による審査
  - ア 書類審査  
事業計画その他の内容について、書類審査を行います。書類審査の結果、応募要件を満たしていない場合には失格となる場合があります。
  - イ ヒアリング



書類審査後、事業計画や船橋市で事業を行う理由等の内容についてプレゼンテーションを行っていただきます。その際質疑応答も行いますので、施設長予定者も必ず出席してください。なお、ヒアリング審査の日時や会場等は、書類提出締め切り後に各応募事業者あてに通知します。

#### ウ 評価

(i) 委員ごとに得点が高い応募事業者から順位を付け、その順位の数字を順位点とします。(例：1位＝順位点1、2位＝順位点2)

(ii) 応募事業者ごとに全委員の順位点を合計し、その順位点の合計点が低い応募事業者から順に全体順位を付けます。

(順位点の合計点が高点の場合は、順位点1の獲得数が多い応募事業者を上位とします。また、順位点1の獲得数も同数の場合には順位点2の獲得数が、順位点2の獲得数も同数の場合は、順位点3の獲得数が多い応募事業者を上位とします。)

例 選定委員A、B、C、D・応募事業者X、Y、Zとした場合

	Aの評価	Bの評価	Cの評価	Dの評価	合計点	全体順位
X	1位(1点)	1位(1点)	2位(2点)	1位(1点)	5点	1位
Y	2位(2点)	3位(3点)	1位(1点)	2位(2点)	8点	2位
Z	3位(3点)	2位(2点)	3位(3点)	3位(3点)	11点	3位

#### ③ 市長への報告

委員会は、上記審査の結果による全体順位を市長に報告します。ただし、委員会の審査において、一定の水準に達しなかった応募事業者は、市長への報告対象になりません。

#### ④ 設置運営事業者の内定

市長は、委員会の報告及び他の教育・保育施設の整備計画等を勘案し、事業計画が適切で、補助事業としての有効性、必要性が認められる応募事業者を設置運営事業者として内定します。(補助事業としての有効性、必要性が認められない場合には、委員会の報告の結果にかかわらず、設置運営事業者として内定されないことがあります。)

なお、設置運営事業者として内定した事業者(以下「内定者」という。)がその地位を辞退した場合や何らかの事情で内定者の地位が取り消された場合は、内定者とならなかった応募事業者の中から順位点の合計点が低い順に追加で設置運営事業者を内定することがあります。

#### ⑤ 結果の通知及び公表

結果については、速やかに応募事業者に対し通知するとともに公表します。公表は子ども政策課及び行政資料室での閲覧及び写しの交付(有償)並びに本市のホームページにて行います。公表にあたっては応募のあった全事業者の結果(順位点)を公表しますが、内定者以外の名称は公表しません。

#### ⑥ 申請書類の公表

提出された書類は、事業者の正当な利益を害するおそれがある情報や個人情報などの不開示情報を除き、公文書開示請求の対象となります。

## (2) 審査項目及び配点について

審査項目	配点(新)	←……	(旧)
動機・理念	10	(-10)	20
職員体制	50	(+30)	20
保育内容・運営内容	110	(+64)	46
運営実績・知識・経験	25	(-25)	50
特別な配慮を必要とする児童について	30	(+6)	24
施設整備・定員構成・実施事業	25	(-3)	28
立地	10	(-22)	32
財務状況・資金計画	40	(-40)	80
合計	300		300

※施設長については重要な評価項目となっていることから、応募申請書類提出から開設までの間に施設長予定者を変更することは原則として認めません。また、開設後3年間はやむを得ない場合を除き、施設の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、施設長の変更は原則として認めません。

※立地の配点の詳細は、資料2「立地に関する配点表」のとおりです。

## 5. 施設整備及び運営に関する補助金

船橋市では、待機児童解消に向けた施設整備の促進及び保育所運営における費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的として、保育所の施設整備及び運営等に関する各種補助制度を設けています。

各種補助金詳細については、資料3「船橋市における私立保育所の施設整備及び運営等に関する補助金」を参照してください。

なお、各種補助事業は国が実施する補助事業の内容に影響されます。整備地域や開設時の保育需要、整備計画の内容によっては、揭示されている補助額より減額となる可能性がありますのでご承知おきください。また、本募集要項に基づく保育所整備事業の実施は、船橋市の平成31年度予算の成立が条件となります。

## 6. 資金計画

- ① 資金計画については、認可保育所として、安定的かつ継続的に健全な運営を行っていた観点から、応募者の財務状況と合わせて、評価において重視しますので、適正且つ無理のない資金計画としてください。
- ② 設置事業者として内定された場合は、提出された資金計画を遵守していただくこととなります。後日、提出された資金計画からの大幅な乖離が認められるなど、評価結果に影響が生じたときは、設置事業者としての内定を取り消すことがありますので、過大な収入額、過少な支出額を見込まないよう、現実に即して適正に計画してください。
- ③ 開設準備金及び資料1「応募資格について」(4)に規定する資産要件として求める資金については、自己資金(開設後の保育所の委託費(子ども・子育て支援法附則第6条の規程に基づく1項の規定により、市から保育所に対して支払われる委託費をいう。以下同じ。)収入等を充当して返済することのない資金)により確保していただくことと

なりますので、これらの資金に係る財源に借入を含んだ資金計画が提出された場合は、当該保育所以外の事業により安定的な返済が可能かどうか審査します。

- ④ 開設後は、委託費の支給を受けて保育所を運営していただくこととなりますが、当該委託費の使途については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27年府子本第254号・雇児発0903第6号）」に定められたとおりですので、資金計画の立案において十分ご注意ください。

上記を踏まえた上で、資金計画の立案については、資料4「資金計画について」で、詳細を確認してください。

## 7. 施設整備に関する入札及び契約

地方公共団体以外の者が補助事業により社会福祉施設等を整備する場合の契約手続きについては、その公正性及び透明性の確保に努めなければなりません。よって、応募に関する施設設計を行った設計会社は補助対象事業に関する入札に参加することはできません。また、補助金の交付の条件として、「事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。」とされています。

補助事業による社会福祉施設等の整備については、下表の左欄に掲げる区分に従い、右欄に掲げる契約方法を適用します。

（船橋市建設工事指名業者選定基準による）

設計金額（税込）	契約方法
5億円以上	一般競争入札又は15社以上の指名競争入札
1億円以上5億円未満	一般競争入札又は12社以上の指名競争入札
5,000万円以上1億円未満	一般競争入札又は9社以上の指名競争入札
2,000万円以上5,000万円未満	一般競争入札又は7社以上の指名競争入札
500万円以上2,000万円未満	一般競争入札又は5社以上の指名競争入札
130万円超500万円未満	一般競争入札又は3社以上の指名競争入札
130万円以下	随意契約によることが出来る。

また、具体的な資格要件としては、以下の①及び②に掲げる資格要件等を設定するものとします。

- ① 千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿または船橋市建設工事入札参加有資格者名簿に登録があり、千葉県建設工事等入札参加業者資格審査基準及び船橋市建設工事入札参加有資格審査基準により設定された下表に掲げる設計金額に対応した各項目の点数を有すること。（千葉県、船橋市どちらも登録がある場合は、船橋市の総合点数を優先するものとする。）

（建築一式工事）

千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿登録業者の客観点数	船橋市建設工事入札参加有資格者名簿登録業者の客観点数	建築一式工事 設計金額（税込）
------------------------------	----------------------------	--------------------

750点以上	750点以上	500万円以上上限なし
660点以上750点未満	660点以上750点未満	1億2,000万円未満
610点以上660点未満	610点以上660点未満	5,000万円未満
560点以上610点未満	560点以上610点未満	1,000万円未満
560点未満	560点未満	500万円未満

(内装仕上工事)

千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿登録業者の客観点数	船橋市建設工事入札参加有資格者名簿登録業者の客観点数	内装仕上工事設計金額(税込)
740点以上	740点以上	制限なし
650点以上740点未満	650点以上740点未満	5,000万円未満
600点以上650点未満	600点以上650点未満	2,000万円未満
600点未満	600点未満	500万円未満

- ② 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領及び船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

※この他に補助の対象となる物品の契約についても市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。設置運営事業者として内定された事業者には別途契約手続きについての資料を配布しますので、資料に沿って契約手続きを進めていただきます。

## 8. 確認の手続き及び運営開始後の会計処理等

① 確認の手続き

認可保育所として運営を行うにあたって、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく市の確認を受け、特定教育・保育施設の運営に関する基準を満たす必要があります。設置運営事業者として内定された事業者については、認可の手続きと並行してこれらの手続きを進めていただきます。

※内定者は運営に関して、市の意見を積極的に聞き入れ、その実施を検討していただきます。

② 運営開始後の会計処理等

社会福祉法人以外の法人が認可保育所の認可を受ける場合、以下の条件を付すこととします。

1. 「船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
2. 船橋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年船橋市条例第32号)第33条に基づき、収支計算書又は損益計算書において、保育所を運営する事業に係る区分を設け、その他の事業の会計と区分すること。  
なお、複数の保育所を運営する場合は、各施設ごとに当該区分を設けること。
3. 保育所を運営する事業については、次に掲げる書類を作成すること。  
なお、複数の保育所を運営する場合は、各施設ごとに当該書類を作成すること。

- (1) 「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日児発第295号）別紙1の積立金・積立資産明細書
  - (2) 別紙2の借入金明細書
  - (3) 別紙3の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
  - (4) 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）
4. 上記2, 3で作成する書類とは別に、市の毎会計年度終了後3か月以内（毎年6月30日まで）に次に掲げる書類その他市長が必要と認める書類に保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
- なお、(3)の書類については、会計年度を4月1日から翌年3月31日までとして作成すること。
- (1) 前会計年度末における貸借対照表
  - (2) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
  - (3) 市内で経営する保育所に係る「社会福祉法人会計基準」（平成28年厚生労働省令第79号）に基づき作成した財務諸表〔拠点区分資金収支計算書（第1号第4様式）、拠点区分事業活動計算書（第2号第4様式）、拠点区分貸借対照表（第3号第4様式）〕及び附属明細書並びに財産目録
5. その他保育所を経営する事業における会計処理については、原則として社会福祉法人会計基準に準じた処理を行うこと。
6. 保育所委託費については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（府子本第254号、雇児発0903第6号 内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）」等に基づき処理を行うこと。

## 9. 注意事項

### (1) 応募にあたって

- ① 応募書類の提出をもって、本募集要項（資料を含む）の記載内容及び条件をすべて承諾したものとみなします。  
従って、疑問等がある場合は質問の受付期間内に問い合わせてください。
- ② 応募事業者及びその関係者からの応募書類・計画内容の優劣等を質問する等の個別相談、審査内容に係る問い合わせは、今後の審査の公平性を期するため、審査の事前・事後とも受け付けません。また、各整備計画の応募事業者以外の者からの当該計画の問い合わせには応じられません。
- ③ 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された資料の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。
- ④ 応募に係る一切の経費は、結果にかかわらず応募事業者の負担とします。提出された書類は返却しません。  
また、建築確認申請を含めた施設整備に係る費用及び開設前の職員の研修費用等法人の運営に係る費用は全て応募事業者の負担とします。
- ⑤ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。
  - ア 応募書類等が提出期限に遅れて提出された場合（但し本市が必要に応じて追加提出を求めた場合は除きます）

- イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
  - ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
  - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
  - カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合
- ⑥ 財務に係る審査を行うに当たり、必要に応じて関係機関（官公庁・金融機関等）へ照会を行うことがあり、当該照会に関する同意書の提出を求めた場合は、正当な理由がある場合を除き、原則として応じていただきます。
  - ⑦ 他の法人からの贈与を見込む場合や法人財産の取り崩しを行う場合等は、当該法人・所轄庁の証明・許可等を受ける等、必要な手続きを行ってください。
  - ⑧ 法人の本部及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合があります。正当な理由がある場合を除き、原則として応じていただきます。
  - ⑨ 保育所整備につき、地元町会・自治会、テナントビルの所有者、近隣住民等に対し、必ず応募前に整備計画の説明を行い、別添「船橋市民間認可保育所設置運営事業者応募申請類一覧表（平成31年度整備）」中の「9土地、建物及び近隣説明の関係」に掲げる各書類を提出してください。内定者として決定された後についても同様の説明（決定されなかった場合は、その旨の説明）を行ってください。
  - ⑩ 本募集要項の記載内容については、国及び船橋市の制度改正に伴い変更する場合があります。
  - ⑪ 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、船橋市と協議し定めることとします。

## （2）内定の取り消しについて

次のいずれかの場合は、本募集要項に基づく保育所設置運営事業者としての内定を取り消す場合があります。なお、この場合、船橋市は、内定者が既に要した費用の弁済及び取り消しに伴い発生した損失の補償について、一切責任を負いません。

- ① 直近の決算において損失を計上しており、かつ、当該決算期末から平成32年3月31日までに2年以上の期間がある内定者について、次期の決算において2期連続で損失を計上したことが確認された場合。
- ② 提出書類に記載された事項に虚偽もしくは重大な違背行為があると認められたとき。
- ③ 船橋市が定めるスケジュール、手続きに従わず、本募集要項に基づく認可保育所の開設を行えないと判断されたとき。

## （3）その他

- ① 保育所の設置認可後に、船橋市が運営・保育内容・会計処理等について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- ② 内定者は、原則として辞退できません。ただし、船橋市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではありません。
- ③ 内定者は、開設当初から設定した定員数を入所させるよう努めてください。ただし、船橋市が定員数どおりの入所を保証するものではありません。
- ④ 不測の事態により本募集事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがあります。